

現状について

日本ではHPVワクチン接種を女性のみ対象としていましたが、2020年12月からは男性も4価ワクチン（ガーダシル）の任意接種対象となりました。HPVワクチン接種をすることで、男性のHPV関連がん（咽頭がん、肛門がん、陰茎がんなど）を予防する効果があり、また、子宮頸がんの原因となるHPVを根本から無くす効果が期待されます。

男性が4価ワクチン（ガーダシル）の接種を受ける場合、まだ定期予防接種と規定されていないために予防接種法に基づかない任意の予防接種（全額自己負担）となりますが、薬事承認を受けているため、万が一、予防接種を受けたことによる健康被害が起きた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく補償を受けることができます。

海外の定期接種の主流となっている9価ワクチン（シルガード9）は、日本では令和5年4月から女性の定期接種ワクチンとして加わりますが、男性への接種の薬事承認申請は出されておられません。このため、男性が国内未承認ワクチンである9価ワクチン（シルガード9）の任意接種により副反応や健康被害が生じた場合、公的な補償は受けられませんのでご注意ください。

一部の海外の国では男性も公費負担となっている国があり、国内においても既に薬事承認されているワクチンを予防接種法上の定期接種に位置づける検討を開始することについての議論が行われています。今後の国の動向を注視し、新たな情報が入りしだいお知らせします。